

白河市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和6年10月16日
付けて提出された住民監査請求について、白河市住民監査請求取扱要領第8条第4項の規定に基
づき、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月31日

白河市監査委員 片山拓央
白河市監査委員 高橋光雄

第10号様式（第8条関係）

6監 第43号
令和6年10月31日

請求人 (略) 様
代理人 (略) 様

白河市監査委員 片山拓央
白河市監査委員 高橋光雄

白河市職員措置請求却下通知書

地方自治法第242条第1項の規定による令和6年10月16日付け住民監査請求について、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

(1) 請求人は、白河市議会議員です。令和5年12月はじめ風邪をひき、早く治そうと市販薬の過剰摂取から「自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態に陥り、前後をわきまえず行動し、市議会の職員を強く叱責した」ことから、白河市議会議員政治倫理審査会から、パワハラとかストーカー行為に認定され、議員辞職勧告を受けた。

(2) 請求人は、感情の起伏著しく家族からも非難を受け、苦しくなって精神科医の診療を受けたところ「記銘力低下（市販薬の濫用に伴う副作用で、治療に数カ月を要する見込み、その間の就業は困難と考える）との診断が下された」。しかし、白河市議会議長「略」は、請求人の異常行動を裁こうと「白河市議会議員政治倫理審査会」を立ち上げ、「略」議員を委員長に指名した。よって委員会は「令和6年3月8日」請求人に事情聴取の出席を求めてきた。

(3) 請求人は、専門医師の診断書を添えて、まだ記憶があいまいなので回復次第出席して説明します。との説明文をもって当委員会に通知した。しかし当委員会は、その医師の診断書を隠蔽し、「3月8日から28日までの短い期間に8回も委員会を開催し、令和6年4月4日請求人の議員辞職勧告を決議した」。その報告を受け議会は同4月24日、請求人によるパワハラ・ストーカー行為と断定して社会に公表したた

め、請求人は「25年にわたり市議会議員として築き上げた社会的信用も、市民の代表との名誉も失った」。

(4 請求人は、責任を弁護する能力を欠く精神障害を患い、無意識行動であったことを確認していただきたく、「令和6年4月10日に市議会議長に弁明書を提出し、同4月15日には倫理審査会に質問書を提出し、さらに同4月23日には、市議会議長に医師の診断書を無視した理由を求め質問書を発送した」が一度も回答せず、

「略」が、請求人が事務局の職員に宛てた手紙を隠し持ち、さらに請求人の行動を録音した異常な電話内容を以って、セクハラ等と位置付け、当該倫理審査会に提出した。よって、請求人は「同4月24日議長から議員辞職勧告の通知書を受けた」。しかし、「略」が行ったその行為は「民法第70条に抵触する不法行為」である。

(5以上の如く、当該倫理審査会は「精神障害を立証する医師の診断書を隠蔽し、審査の対象にせず、審査請求者、さらに識見を有する者等をも出席させず、決議した行為は白河市議会政治倫理条例第10条1項の（審査を行うに当たり、審査対象議員、審査請求者、識見を有する者等に会議に出席を求め云々）に違反し、さらに虚偽の事実や誹謗中傷、の発言又は情報発信行為は、同条例第3条8項の（虚偽の事実や誹謗中傷の発議は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと）に違反し、講すべき措置を講じなかった行為は、同条例第8条6項の（審査会の委員は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない）に違反している」。

(6また、当該倫理審査会を立ちあげた「略」議員は市議会7期も務め、地方自治法は基より住民監査制度にも倫理条例にも精通したベテラン議員で、「略」議員も、市議会6期を務め地方自治法は基より住民監査制度にもその条例も熟知した行政通の議員である。さらに市議会事務局長の「略」は、それらのベテラン議員を操り纏める才能の持ち主で、まさに優れた法律知識を持つ職員である。

(7したがって、「略・略・略議会事務局長」ら3名の有識者は、請求人を貶める手段として行った不法（民法第709条）行為・さらに白河市議会議員倫理条例違反等を重ねた行動につき、請求人が「確実に白河市に対して、損害の賠償を求めてくることは容易に予測し得た知識の持ち主たち」である。趣旨記載の3名は、自己の行為の責任を弁護する能力に欠けた請求人を、なんとしても辞職させようと企て、医師の診断書を隠蔽し、地方自治法も、倫理条例も顧みない暴挙を行った。

上記3名による不法・不当行為がなければ、損害は発生せず、賠償請求もなかった。

したがって請求人は、「地方自治法第242条第1項」の規定に基づき、監査委員に「趣旨記載の監査措置」を求める。

2 却下の理由

住民監査請求は、地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度である。

請求人及び代理人（以下「請求人等」という）は、住民監査請求書において対象の行為者として市議会議員2名と白河市職員1名を記載している。

市議会議員は、住民監査請求の対象とならないため、市議会議員に関する請求部分は住民監査請求の要件を満たしていないため、却下とする。

請求人等の申し出については趣旨不明な部分があるが、白河市職員、略が請求人に対して行った行為が違法であり民法709条に基づき請求人に対して白河市が損害賠償金を支払うこととなるとし、今後予測される当該損賠賠償金の支出を対象となる財務会計行為としている。

住民監査請求は、財務会計行為が相当の確実さをもって予測される場合もその対象に含まれるが、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、「単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す」と解される。

請求書に記載の通り、請求人が求めるとする損害賠償に関する訴えは現在、行われておらず、仮に今後行われるとしても、請求人が指摘する当該職員の行なった行為は、パワハラ・ストーカー行為の証拠保全手続きとして決定的に重要であり、請求人から暴言等の被害を受けた職員の上司としては当然の行為と考えられ、違法性が客観的に明確とは言えない。

従って、請求人等が言う損害賠償の支出の可能性が相当程度の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは言えないため、当該職員についても住民監査請求の要件を満たさない。

よって、請求の全部について、住民監査請求の要件を満たさないこととなるため、本請求を却下する。

なお、請求人等に対しては、監査委員事務局において、住民監査請求の趣旨、要件などを説明し、補正を求めたうえで提出された請求書を受付けていたため、監査委員としては、改めて請求人等に補正を求めるこをせず、本請求書の記載内容により本決定を行う。